

山梨県分娩手当等支給事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県分娩手当等支給事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、医療機関及び助産所（以下「医療機関等」という。）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師（以下「産科医等」という。）を対象に分娩手当等を支給する医療機関等に対し助成を行い、産科医等の確保を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、別添に定める施設基準等を満たす医療機関等の分娩手当等支給事業（以下「補助事業」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は次の（1）から（3）の順により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （1） 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2） （1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （3） （2）により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

基準額	対象経費	補助率
1分娩当たり10,000円に分娩取扱件数を乗じた額	分娩を取り扱う産科医等に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の2（但し、独立行政法人及び国立大学法人にあっては、3分の1）

(補助金交付申請書及び添付様式の様式、提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする医療機関等の長（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(事業内容の軽微な変更で補助金額の増額を伴わないものを除く。)をしようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止(廃止)しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後における事情の変更により、申請内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書(様式第5号)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止による承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別添

医療機関等の施設基準等

以下の要件をすべて満たすものとする。

ア 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、産科医等に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記している等の場合は開設者本人も対象とする。

イ 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が66万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。